

# あおもり飲食店需要喚起推進事業業務 仕様書

## 1 趣 旨

新型コロナウイルス感染防止対策を講じている県内飲食店を利用した方を対象に食事券が当たるキャンペーンを実施し、県民が安心して飲食店を利用できる環境づくりを進めるとともに、県民あがての県内飲食店利用の機運醸成を図る。

## 2 委託業務名

あおもり飲食店需要喚起推進事業業務

## 3 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日までとする。

## 4 委託業務の内容

### 4. 1 キャンペーン名の考案・ロゴの制作業務

キャンペーンの実施が広く伝わりやすいキャンペーン名の考案及びロゴの制作を行うこと。

### 4. 2 参加飲食店募集に係る企画・運營業務

#### (1) 飲食店の参加申込

ア WEBサイト（PC、スマホ等）及びチラシ兼応募台紙（紙）による方法で実施すること。

イ 新型コロナウイルス感染症感染防止対策を講じていることを確認すること。

#### (2) 参加飲食店への販促物

ア 上記4. 1のキャンペーン名及びロゴを使用し、販促物（ポスター、チラシ兼応募台紙等）を制作すること。なお、販促物の内容、仕様及び部数については下記を参考とするが、県と協議をした場合は変更できるものとする。

販促物	仕様	部数
ポスター	B3判・片面フルカラー・コート135kg	5,000枚
チラシ兼応募台紙	A6判・両面フルカラー・上質紙70kg	500,000枚

イ キャンペーンが開始する3日前までに販促物の発送を終えること。

また、キャンペーンが開始後に参加飲食店からの申請があった場合は、3日以内に販促物の発送を終えること。なお、発送時にポスターは折って良いこととする。（参加店1,200店舗を想定）

#### (3) 参加飲食店の取りまとめ

ア リスト化し、WEBサイトへ掲載するとともに、県にExcelファイル形式でデータを提出する。

イ データは参加飲食店募集期間中に週2回程度の頻度で県に提出すること。

#### (4) アンケート調査の実施

ア 参加飲食店にアンケート調査を行いリスト化すること。なお、アンケート項目を提案し、青森県が決定する。

- ・キャンペーン実施期間の効果、・食事券利用期間の効果 等
- イ アンケート調査の実施時期は令和3年3月1日（月）からメール等で行うものとする。

#### 4. 3 飲食店利用者に係る企画・運営等業務

##### (1) 利用者の応募方法

- ア WEBサイト(ホームページ、スマホ等)及び紙(チラシ兼応募台紙)による方法で実施する。
- イ 申込に必要な書類については、利用が分かる証明書(チラシ兼応募台紙)の写しとする。

##### (2) 応募者の取りまとめ及び抽選方法

- ア キャンペーン終了後、応募者をリスト化し取りまとめのうえ、青森県に提出すること。
- イ リストの中から抽選を行い、当選者を選定する。  
なお、抽選方法については、公正・公平な方法で実施すること。

##### (3) 食事券の制作及び当選者への発送業務

- ア 食事券の仕様  
食事券の制作にあたっては、不正行為を防止する仕様とすること。
- イ 当選者数等
  - 1等 20,000円分 × 100名
  - 2等 10,000円分 × 300名
  - 3等 5,000円分 × 1000名当選者数については、県と協議した場合、変更することができる。
- イ 送料及び発送業務に係る経費も見積もりに含めること。
- ウ 抽選は県立ち合いのもと、事務局で実施し、食事券を発送する前に当選者の情報を県に報告すること。

#### 4. 4 WEBサイトの企画・制作業務

##### (1) WEBサイトの企画立案、設計、構築

- ア 参加飲食店の申込及び食事券応募の申込を行うほか参加飲食店公表リストを掲載するキャンペーンサイトを開設する。サイト構成イメージは別紙のとおり。
- イ 幅広い層のアクセス機会を確保するため、スマートフォン等の画面表示に対応可能なレスポンシブデザインとすること。
- ウ その他、参加飲食店及び県民が利用しやすい仕様を提案すること。

##### (2) 参加飲食店申込内容

- ア 基本情報項目、新型コロナウイルス感染防止対策を講じていることの確認項目等を設けること。
- イ その他、必要項目について提案すること。

##### (3) 飲食店利用者の応募方法

- ア PCやスマートフォン等で証拠書類(チラシ兼応募台紙)の写真をアップロードできる仕様とすること。
- イ 紙(チラシ兼応募台紙)での応募も可能とする。

##### (4) セキュリティ要件

- ア ネットワークを介した不正アクセスに対して、ウイルス対策、ファイアウォール等適切な対策がとられていること。

イ データについては、毎月2回程度の頻度で定期的にバックアップが可能であること。

#### 4. 5 キャンペーンの情報発信に係る企画・運營業務

(1) キャンペーンの内容が県内飲食店及び県民に広く周知され、参加や応募につながるプロモーションを実施する。

ア 県内飲食店及び県民に広く周知するためのプロモーションをすること。

イ 参加や応募を促すプロモーションをすること。

ウ プロモーション方法、規模、回数を工夫すること。

エ 下記の広告は実施する予定であることを考慮すること。

・販促物（ポスター、チラシ兼応募台紙等）は参加店舗に送付する。

・新聞広告、テレビコマーシャルを活用し、効果的で適切な時期、時間帯に実施すること。

・Instagram、Facebook等のSNSを活用し、ターゲットを決め、キャンペーン期間中広告を発信し続ける。

(2) 実施に必要な経費は、委託料の範囲内で対応すること。

(3) 実施スケジュール（作業工程）について設定すること。

### 5 成果品

「4 委託業務の内容」に掲げる業務について取りまとめた報告書及びアンケート結果を紙及び電子媒体（CD-R等）で1部提出すること。（著作物、デザインデータを含む。）

### 6 著作権

(1) 受注者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。

(2) 本業務の成果品（以下「成果品」という。）については、成果品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び所有権を含めて、全て青森県に帰属するものとする。

また、受注者が再委託した第三者が制作した著作物の著作権についても青森県に帰属するものとする。

(3) (2)において帰属した権利を保有した成果品（著作物）については、青森県及び青森県から正当に権利を取得した第三者が使用する場合において、受注者の承諾無く自由に使用できるものとする。

(4) 受注者は、青森県及び青森県から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

### 7 その他

委託料については、業務に係る全ての経費を含むものとする。

業務の実施に当たっては、青森県と十分な連絡調整を行うものとする。

# WEBサイト構成 (イメージ)

